

令和 8 年 6 月 22 日
京都市行財政局
税 務 部 税 制 課

「京都市税務システム再構築等に係る工程管理等支援業務委託」
公募型プロポーザルにおける御質問及び回答

該当箇所	質問内容	回答
<p>・京都市税務システム再構築等に係る工程管理等支援業務委託仕様書</p> <p>(3) 業務内容 (ク) その他税務システム標準化に必要な業務支援 内</p> <p>・標準仕様の改定 本件受託期間中に、国が定める標準仕様書やデータ要件・連携要件、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書、地方公共団体情報システム標準化基本方針、地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準等の改定があった場合は、受託者の負担において、必要に応じた連携の修正やパッケージの更新対応を行うこと。また、パッケージの更新がシステム移行後となる場合は、本市及び現行システム保守事業者と協議のうえ対応すること。</p>	<p>左記マーカ部の記載については、システム構築事業者（別契約）の役務だと認識している。</p> <p>本項の趣旨は、「標準仕様書の改版があった場合にその影響調査を実施すること」という理解でよいか。</p>	<p>本項の趣旨は、「標準仕様書の改版があった場合に工程管理支援者として必要な対応を取る」というものです。</p> <p>貴社お見込みの「影響調査」を実施するとともに、調査結果に基づき、情報の報告・分析及び対応策の助言・提案を実施すること。また、システム連携の修正やパッケージの更新対応が発生した場合に、各部会間と構築事業者との調整支援を実施することを含むということを、本回答で補足します。</p>